

# 悪質商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン実施中

## 『その契約、だいたいどうぶですか?』

高齢者の悪質商法の被害が依然として後を絶たないことから、振り込め詐欺への注意喚起も含めて、9月をキャンペーン月間として茨城県消費生活センター、県警察本部、市町村が連携して啓発活動を実施しています。主な手口を紹介します。

### 点検商法

無料点検のはずだったのに、「このままでは大変だ」と言い、不安がらせ高額な契約をさせる方法。

### SF商法（催眠商法）

「手を上げて、早い者勝ちだよ。」と一種の興奮状態、催眠状態にして高額な契約をさせる方法。

### 架空請求

突然身に覚えのないハガキが届いたり、電話がかかってくる。  
(例：振り込め詐欺、還付金詐欺、オレオレ詐欺など)



## 市民モニターを募集します

「市民モニター制度」は、市が行っている事業についての皆さんの声をできるだけ市政に反映することを目的としています。

制度導入に当たり、意見等を提出してくださる「市民モニター」を募集します。

公募のほか、無作為に選んだ市民の方へモニターを依頼します。通知を受け取った際には、ご協力くださいますようお願いいたします。

**業務内容** 市が設けたテーマ(例：広報紙など)に対し、一定の期間内にアンケートへの回答や意見の提出をする。

※必要に応じてモニター会議に参加していただく場合があります。

**定員** (公募)：4名程度  
(無作為抽出)：16名程度

**応募資格** 市内に在住・在勤・在学する18歳以上の方。ただし、常勤の公務員、議会議員の方は除く。

**応募方法** 秘書課、各支所地域総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、秘書課へ提出。(郵送可)

**応募期限** 9月30日(水) 必着

**任期** 平成22年3月31日まで

**報酬** なし(郵送料は市の負担)

**申込み・問合せ先**：〒300911792

笠間市中央3-2-1 笠間市役所

秘書課広報広聴グループ(内線227)

## 点検商法には、このようなものがあります

### 排水管清掃

「排水管が詰まってしまふよ。」



### 床下換気扇

「床下が湿っているから腐っちゃうよ。」



### 白あり駆除

「腐った木があるから白ありがいるよ。」



### 床下補強工事

「このままでは地震が来たらもたないよ。」



● 契約を急がせる業者は、要注意です。見積書を必ずもらって検討することが大切です。

また、一度契約してしまうと、別の業者が次々に訪れ、新たな契約を勧め「次々販売」の被害にあうこともあります。「訪問販売で契約してしまつたが、解約したい。」という場合は、書面の交付を受けた日を含めて8日間以内であれば、商品によっては、クーリング・オフ制度で無条件解約ができる場合がありますので、消費生活センターまでご相談ください。

**問合せ** 笠間市消費生活センター

(相談専用電話)

0296-77-1313